令和3年(受)第2050号 発信者情報開示請求事件 令和5年1月30日 第二小法廷判決

## 主

- 1 原判決中、上告人の原審における追加請求に関する 部分を破棄する。
- 2 被上告人は、上告人に対し、原判決別紙1発信者情報目録記載⑤の情報を開示せよ。
- 3 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

## 理由

上告代理人中澤佑一、同船越雄一の上告受理申立て理由について

- 1 本件は、インターネット上の電子掲示板に原判決別紙2投稿記事目録記載の記事(以下「本件記事」という。)が投稿されたことによって自己の権利を侵害されたとする上告人が、本件記事を投稿した者にインターネット接続サービスを提供した経由プロバイダである被上告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)4条1項(令和3年法律第27号による改正前のもの。以下同じ。)に基づき、上記権利の侵害に係る発信者情報として、被上告人の保有する原判決別紙1発信者情報目録記載⑤の情報(発信者の電話番号。以下「本件情報」という。)等の開示を請求する事案である。
  - 2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。
- (1) 法4条1項は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、所定の要件に該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、その保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。)の開示を請求することができると規定する。

法4条1項の委任を受けて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令(平成14年総務省令第57号。令和4年総務省令第39号により廃止。以下「本件省令」という。)が制定された。本件省令は、令和2年8月31日に施行された同年総務省令第82号(以下「改正省令」という。)による改正前は、発信者情報として発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称、これらの者の住所等を定めていたところ、改正省令により、発信者情報に発信者の電話番号を追加する旨の改正がされた(以下、上記改正前後の本件省令をそれぞれ「改正前省令」、「改正後省令」という。)。

(2)ア 平成30年11月22日、本件記事がインターネット上の電子掲示板に匿名で投稿された。本件記事は、会社の役員である上告人が私腹を肥やしているとの印象を与えるものであり、かつ、殊更に上告人の容姿を揶揄する内容となっており、社会通念上許される限度を超えて上告人の名誉感情を侵害するものであった。本件記事は、平成31年1月24日までに電子掲示板から削除された。

イ 上告人は、令和元年6月、本件記事の投稿という情報の流通によってされた 自己の権利の侵害に係る発信者情報として、上記投稿に係る発信者の氏名、住所等 の開示を求めて本件訴えを提起し、改正省令の施行後である令和2年9月、原審に おいて、上記の者の電話番号(本件情報)の開示を求める請求を追加する訴えの変 更をした。

原審は、令和3年5月、口頭弁論を終結した。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件情報の 開示を求める上告人の請求を棄却した。

改正省令の施行前に特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が、上記施行後に当該権利の侵害に係る発信者情報として発信者の電話番号(改正後省令3号)の開示を請求することができると解することは、通信の秘密や表現の自由という発信者の重大な権利利益を侵害するものというべきである

から、改正省令の附則に改正後省令3号の遡及適用を許容する根拠となり得る規定 がない以上、許されない。したがって、上告人は、上記施行前に本件記事の投稿に よってされた自己の権利の侵害に係る発信者情報として、発信者の電話番号の開示 を請求することができない。

- 4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。
- (1) 法4条1項は、所定の要件の下に、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が開示関係役務提供者に対して当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる旨を規定するものであって、平成14年5月27日の法の施行から令和3年法律第27号(令和4年10月1日施行)による改正までの間、改正されていない。本件省令は、法4条1項の委任を受けて、改正前省令では、発信者情報として発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名、住所等を定めていたところ、改正省令により発信者情報に発信者の電話番号を追加する旨の改正がされたが、改正省令その他の法令において、改正省令の施行前にされた情報の流通による権利の侵害に係る発信者情報の開示の請求について改正後省令の規定の適用を排除し、改正前省令の定めるところによる旨の経過措置等の規定は置かれなかった。そうすると、上記施行後にされた法4条1項に基づく発信者情報の開示の請求については、権利の侵害に係る情報の流通の時期にかかわらず、改正後省令の規定が適用されるというべきである。

そして、法4条1項が同項による開示の請求の対象となる情報を総務省令で定めることとした趣旨は、情報通信を取り巻く技術の進歩や社会環境の変化等により開示関係役務提供者の保有する発信者の特定に資する情報の内容や範囲が変わり得るため、総務省令の改正による機動的な対応を可能とすることにあると解され、改正省令による本件省令の改正は、上記趣旨に従い、発信者情報に発信者の電話番号(改正後省令3号)を追加するものにとどまることからすれば、法4条1項及び改正後省令3号の解釈として、改正省令の施行後にされた情報の流通による権利の侵

害に限り、発信者の電話番号が発信者情報として開示の請求の対象に含まれること になると解することはできない。

(2) 以上によれば、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該権利の侵害が改正省令の施行前にされたものであったとして も、法4条1項に基づき、当該権利の侵害に係る発信者情報として、上記施行後に 発信者の電話番号の開示を請求することができるというべきである。

したがって、上告人は、上記施行前に本件記事の投稿によってされた自己の権利 の侵害に係る発信者情報として、発信者の電話番号の開示を請求することができる。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、上告人の原審における追加請求に関する部分は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、原審の確定した事実関係の下においては、上記部分に関する上告人の請求は理由があるから、上記請求を認容すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美)